

別紙3（草地畜産基盤整備事業に係る運用）

第1 趣旨

要綱第2の3に掲げる草地畜産基盤整備事業の運用については、要綱及び要領本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 用語の定義

草地畜産基盤整備事業（この別紙において「本事業」という。）において、団地、草地の造成改良、草地の整備改良、野草地改良、放牧用林地整備、農業者の組織体、受益草地等、中山間地域、農地所有適格法人に準じる法人、構成員、家畜飼養頭羽数及び飼料自給率とは、それぞれ次の内容のものをいうものとする。

1 団地

地形又は地物によって画される地つづきの土地であって草地として一体的に管理利用されるものをいう。ただし、道路、沢等の介在によって地つづきではないものも草地として管理利用上一体として取り扱いうるもの及び一連の基本施設によって受益するものは、1団地とみなす。

2 草地の造成改良

障害物除去、起土、整地、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって野草地等を高位生産性の牧草地に転換することをいう。

なお、草地の造成は草地以外の土地を牧草地にすることをいい、草地の改良は野草地を牧草地にすることをいうが、いずれも土地改良法（昭和24年法律第195号）の適用については同法の農用地の造成に該当するものである。

3 草地の整備改良

排根線、障害物等の除去、起伏の修正、客土、区画整理、有機質資材・土壌改良資材の投入等の作業によって既存の草地を大型機械が効率的に稼働できる高位生産性の草地に整備することをいう。

4 野草地改良

野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の除伐及び牧草導入をいう。

5 放牧用林地整備

障害物の除去、心土破碎、土壌改良資材の投入等の作業によって木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地の造成又は整備を行うことをいい、牧草導入等により牧養力を高める高度放牧林地整備及び混牧林地整備も含むものとする。

（1）高度放牧林地整備

次に掲げるいずれかの方式により、畜産的利用を高度に行うことができる放牧用林地に整備することをいう。

ア 上下二段方式

木竹の樹間をより高度に利用するため、前植生処理としての間伐等を強度に行い、牧草等を導入して牧養力を高める方式

イ 林帯草帯方式

現地の地形、木竹の樹齢、密度等の状況に応じ、一定の幅で列状に伐採し、林地と草地を交互に設置する方式（この場合において、林帯草帯の列は、原則とし

て土砂の流失を防ぐため等高線に沿うようにし、その幅は林地の健全性、草地造成の容易性等を考慮して行うものとする。

(2) 混牧林地整備

間伐等が実施されている林地等について、牧草種子の導入等の簡易な方法により牧養力の高い放牧用林地に整備することをいう。

6 農業者の組織体

主として農業を営む法人（株式会社を除く。）であって、その構成員に農業に従事する数人の者を含むもののほか、数人の農業者の組織する団体で都道府県知事が適当と認められたものをいう。

7 受益草地等

受益草地等とは、整備改良又は造成改良される草地（主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑及びその他家畜の飼養に供される土地を含む。）、野草地及び放牧用林地（この別紙において「草地等」という。）のほか、当該草地等と一体的に利用される草地及びこれらと一体的に利用される輪作畑とする。

なお、受益草地等に輪作畑が含まれるときはその面積の3分の1に相当する面積を受益草地等の面積に算入するものとし、かつ、当該算入面積が受益草地等の面積の5分の1を超えないものとする。

8 中山間地域

第4の1の表の中山間地域とは、次に掲げる要件のいずれかを満たす地域とする。

(1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する市町村の区域であること。

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（この別紙において「離島」という。）

イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（この別紙において「振興山村」という。）

ウ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域（この別紙において「半島振興対策実施地域」という。）

エ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）以下単に「過疎地域」という。）

オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

カ 棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定され

た指定棚田地域

キアからカまでの地域に準ずる地域であって地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長を経由して畜産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。この別紙において「地方農政局長等」という。）が特に必要と認める地域

- (2) 当該地域の畜産生産の状況、経済的、社会的条件等から判断して(1)の要件に該当する地域と一体的に事業実施地区とすることが必要であると都道府県知事が認めた市町村の区域であること。ただし、この場合において、都道府県知事は、あらかじめ地方農政局長等に協議するものとする。

9 農地所有適格法人に準ずる法人

第4の1の表の種類欄の再編整備事業の「準ずる法人」とは、農事組合法人、持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）又は株式会社（株主の総数が50人以下であつて、かつ、公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社をいう。）でないものに限る。）で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいうものとする。

- (1) その法人の事業が農業（これと併せて行う林業及び農事組合法人にあつては農業と併せ行う農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項第1号の事業を含む。）及びこれに附帯する事業に限られること。
- (2) その法人の組合員、社員又は株主の過半数がその法人の営む農業の事業に常時従事する者であること。

10 構成員

第4の1の表の種類欄の再編整備事業の「構成員」とは、生計を同じにする場合は1人として取り扱うものとする。

11 家畜飼養頭羽数

家畜飼養頭羽数の換算法は、次の方法とする。

- (1) 肉用牛又は乳用牛であつて、生後2年以上を経過したものにあっては、1頭につき5.0頭とする方法
- (2) 肉用牛又は乳用牛（前号に掲げるものを除く。）にあつては、1頭につき2.5頭とする方法
- (3) 豚であつて、生後6ヵ月を経過した繁殖用のものにあっては、1頭につき2.0頭とする方法
- (4) 豚（前号に掲げるものを除く。）にあつては、1頭とする方法
- (5) 鶏にあつては、1羽につき0.02頭とする方法
- (6) 前各号に掲げる家畜以外の家畜にあつては、当該家畜の1頭当たりのふん尿の量を基準として、前各号の方法に準じる方法

12 飼料自給率

飼料自給率とは、可消化養分総量による事業参加者の全供給飼料に占める当該事業参加者の自給飼料（当該事業参加者が自ら生産する飼料及び農業経営上密接な関係を有する事業者との契約に基づき事業参加者に供給される国産飼料をいう。）の割合をいう。

第3 事業の実施方針

- 1 本事業の実施については、土地改良法(昭和24年法律第195号。この別紙において「法」という。)、土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。この別紙において「施行令」という。)、土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)その他の法令に定めるところによる。
- 2 本事業のうち、施行令第50条に掲げる都道府県営土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合にあっては、法に基づく事業として実施するものとする。
- 3 施行令第50条第1項第5号の4に規定する農林水産大臣が定める基準のうち本事業に係るものについては、第4の1の表の種類欄の草地整備型及び畜産担い手総合整備型の実施要件のとおりとする。
- 4 法に基づいて実施する事業を含む本事業を実施する場合は、法に規定する土地改良事業計画の作成に当たり、事業実施計画との整合性を図るものとする。
- 5 本事業は、整備改良又は造成改良される草地(主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑及びその他家畜の飼養に供される土地を含む。)、野草地及び放牧用林地並びに新設又は改良される施設の適正かつ効率的な利用が行われてはじめて所期の目的を達成し得るものであり、当該草地及び施設に係る管理規定の作成及び遵守、管理組織の整備、利用手段の機械化等利用管理の効率化を図り、圧縮記帳を行っている場合には、施設等の継続的活用を図り得るよう必要な資金の積立に努めるとともに、事業完了後においても当該草地等及び施設の適切な管理利用に努めるものとする。
- 6 都道府県知事、事業主体並びに当該草地等及び施設の管理経営主体は、受益草地等及び施設がこれらに係る事業の完了した年度の翌年度以降8年(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている財産については、同省令に定められている耐用年数に相当する年数)以上適切に管理され、かつ、効率的に利用されるよう措置するものとする。

第4 事業の内容等

- 1 本事業は、草地に立脚した畜産経営の展開を図るため、第5に掲げる畜産活性化計画(この別紙において「活性化計画」という。)に基づき作成された草地畜産基盤整備事業実施計画(この別紙において「事業実施計画」という。)により整備を行う草地(主に永年牧草専用地として利用する土地をいい、飼料畑、野草地を含む。)を造成改良し、又は整備改良する事業と併せ、草地の利用に必要な施設若しくは機械を設置し、又は導入する事業であって、地域における草地その他の畜産基盤を総合的に整備する事業とし、その種類、事業内容、実施要件等は、次に掲げるとおりとする。

種類	事業内容及び実施要件等
草 地 整 備 型 道 営 草 地 整 備 事 業	<p>道営草地整備事業は、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を推進し、既存草地の整備改良による生産性の向上と効率的な草地への転換を行い、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。この別紙において「基盤強化法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者又は受けることが確実と見込まれる者（その地域において効率的かつ安定的な農業経営を営むと見込まれる者又はこれらと一体となって飼料生産を営む者）をいう。（この別紙において「担い手」という。）を中心とした土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 当該事業により整備改良又は造成改良される草地及び事業完了後における受益草地（受益する草地並びにこれと一体的に利用される飼料畑及び輪作畑（輪作体系の中で牧草又は飼料作物を作付ける計画のある土地であって、草地、飼料畑以外のものに限る。）をいう。）の面積がおおむね500ヘクタール以上であること。ただし、第2の8に定める中山間地域において当該事業を実施する場合はおおむね250ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 事業完了時における事業参加者に占める担い手の割合が、おおむね2分の1以上であること。</p> <p>(3) 受益草地が事業完了後において、大型機械の効率的な稼働が可能となるようにまとまって存在していること。</p>
公 共 牧 場 整 備 事 業	<p>公共牧場整備事業は、各々の公共牧場の役割を明確にした上で、それに対応した草地整備や利用施設の整備・改良を行い、利用農家の経営の改善を図るとともに、周辺農家の草地等を一体的に整備することで、公共牧場を核とした地区全体の土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 地区内における公共牧場の既存草地面積がおおむね100ヘクタール以上、北海道にあつてはおおむね250ヘクタール以上、中山間地域にあつてはおおむね50ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあつてはおおむね125ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 地区内における公共牧場を建設した事業の完成年度から起算して5年以上経過していること。</p> <p>(3) 地区の事業完了後の受益面積がおおむね60ヘクタール以上、北海道にあつてはおおむね300ヘクタール以上、中山間地域にあつてはおおむね30ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあつてはおおむね150ヘクタール以上となること。</p>
畜 産 担 い 手 飼 料 基 盤 集	<p>飼料基盤集積整備事業は、畜産主産地における担い手への飼料生産基盤の利用集積を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が、おおむね200ヘクタール以上であること。</p>

<p>総合整備事業型</p>	<p>ただし、沖縄県、離島及び奄美群島特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）に基づき指定された地域（この別紙において「奄美群島」という。）にあっては、事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積が、おおむね 30 ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 担い手への土地利用集積の増加率が家畜飼養頭羽数の増加率を上回ることが確実な地区であること。</p> <p>(3) 事業の完了時において、受益草地等の面積に占める担い手の経営等飼料生産基盤面積の割合（この別紙において「担い手土地利用集積率」という。）が次のとおり増加することが確実と見込まれること。</p> <p>ア 事業採択時における担い手土地利用集積率が30%未満である場合にあっては、これが40%以上となること。</p> <p>イ 事業採択時における担い手土地利用集積率が30%以上50%未満である場合にあっては、これが10%ポイント以上増加すること。</p> <p>ウ 事業採択時における担い手土地利用集積率が50%以上55%未満である場合にあっては、これが60%以上となること。</p> <p>エ 事業採択時における担い手土地利用集積率が55%以上90%未満である場合にあっては、これが5%ポイント以上増加すること。</p> <p>オ 事業採択時における担い手土地利用集積率が90%以上95%未満である場合にあっては、これが95%以上となること。</p> <p>カ 事業採択時における担い手土地利用集積率が95%以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への利用集積が図られること。</p>
<p>再編整備事業</p>	<p>再編整備事業は、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地区における事業完了後の受益草地等の面積がおおむね 30 ヘクタール以上、北海道にあってはおおむね 200 ヘクタール以上、中山間地域についてはおおむね 15 ヘクタール以上、北海道における中山間地域にあってはおおむね 100 ヘクタール以上であること。</p> <p>(2) 事業参加者（農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定するものをいう。）又は第 2 の 9 に定める農地所有適格法人に準ずる法人を含む場合については、第 2 の 10 に定める構成員を加えた者）がおおむね 10 人（中山間地域についてはおおむね 5 人）以上であること。</p> <p>(3) 第 2 の 11 に定める換算法（この別紙において「家畜頭羽数換算法」という。）により算定して得た現況の家畜飼養頭羽数がおおむね 2,000 頭（中山間地域についてはおおむね 1,000 頭）以上の地区であって、事業完了後においておおむね 3,000 頭（中山間地域についてはおおむね 1,500 頭）以上に増頭することが確実と見込まれること。</p> <p>(4) 事業完了後の地区において担い手に係る畜産物生産がおおむね 2 分の 1 以上であること。</p>

草地整備利用促進事業	<p>草地整備利用促進事業は、地域の実情に応じ、草地として利用する農地を将来にわたり継続的に利用できるよう実施する整備とし、次に掲げる要件の全てに該当するものであること。</p> <p>(1) 事業実施地区における総事業費が 200 万円以上であること。</p> <p>(2) 事業参加者が畜産を営む農業者 2 人以上であること。</p>
------------	---

2 本事業の事業主体は、次の表の(1)に掲げるものとし、事業参加資格者は次の表の(2)に掲げる全ての要件を満たすものとする。

種類	事業主体及び事業参加資格者の要件等
道営草地整備型事業	<p>(1) 事業主体は、当該事業の受益草地により管理経営を行う北海道又は当該事業の受益草地により管理経営を行う市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会その他北海道知事が認める法人若しくは農業者(15人以上の場合に限る。)から事業実施の申請を受けた北海道とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。この別紙において「農業環境規範」という。)を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート又は農業環境規範を實踐することが確実であることを証する書面(以下この別紙において「農業環境規範の点検シート等」という。)を事業主体に提出するとともに、本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。</p> <p>イ 担い手(活性化計画に示された者)とする。</p> <p>ウ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。</p>
公共牧場整備事業	<p>(1) 事業主体は、都道府県とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 本事業の第2の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者とする。</p> <p>イ 農業環境規範を實踐し、又は實踐することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。</p> <p>ウ 担い手とする。</p>
畜産担い手総合整備	<p>(1) 事業主体は、都道府県とする。ただし、都道府県が当該法人の社員若しくは寄付財産の拠出者となっている法人又は都道府県知事若しくはその指名を受けた者が当該法人の理事となっている法人(営利を目的としない法人に限る。)であって、地方農政局長等の承認を得た法人(以下この別紙において「事業指定法人」という。)に実施させることができるものとし、事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結及び業務規程の制定については、次のとおりとする。(この別紙において「再編整備事業」については、次のとおりとする。)</p> <p>ア 事業指定法人が事業を実施する場合の契約の締結については、次のとお</p>

備 型 事 業	<p>りとする。</p> <p>(ア) 事業指定法人は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。</p> <p>ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。</p> <p>(イ) (ア) の契約においては、交付金交付の際に付される条件を遵守することの事項が規定されているものとする。</p> <p>(ウ) 事業指定法人は、(ア) の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。</p> <p>イ 事業指定法人は、本事業を実施しようとするときは、業務規程を制定するものとし、次に掲げる内容を含むものとする。</p> <p>(ア) 事業参加資格者の選定に関する事項</p> <p>(イ) 草地等及び施設の事業参加資格者への委託条件に関する事項</p> <p>(ウ) 草地等及び施設の対価又は貸付料の算定及び支払条件に関する事項</p> <p>(エ) 草地等及び施設の分割引渡し、又は一時使用に関する事項</p> <p>ウ 事業指定法人は、イによる業務規定を作成又は変更するときは、都道府県知事の承認を受けるものとする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地等の整備を希望する農業者とする。</p> <p>イ 本事業の第2の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者とする。</p> <p>ウ 担い手（活性化計画に示された者）とする。</p> <p>エ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。</p>
再 編 整 備 事 業	<p>(1) 事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する農業者及び委託により草地等及び施設の整備を希望する農業者（この場合における農業者は、整備される草地等及び施設の譲渡又は貸付けを希望する場合を除き、当該土地につき所有権その他使用収益権を有し、又は有することが確実と見込まれる者）とする。</p> <p>イ 本事業第2の7に定める受益草地等を管理経営する都道府県、市町村、</p>

	<p>農業協同組合及び農業協同組合連合会等その他地方農政局長等が適当と認める者とする。</p> <p>ウ 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる耕種農家等でア及びイの事業参加資格者と同一地域に存在し、かつ、その者と農業経営上密接な関係を有する農業者とする。</p> <p>エ 担い手（活性化計画に示された者）とする。</p> <p>オ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。</p>
草地整備利用促進事業	<p>(1) 事業主体は、都道府県又は事業指定法人とする。</p> <p>(2) 本事業の参加資格者は、次に掲げる者とする。</p> <p>ア 農業環境規範を実践し、又は実践することが確実と見込まれる農業者であって、かつ、農業環境規範の点検シート等を事業主体に提出するとともに、本事業により草地造成又は整備を希望する農業者とする。</p> <p>イ 担い手（活性化計画に示された者）とする。</p> <p>ウ 本事業の実施により飼料自給率が向上することが確実と見込まれる者とする。</p>

第5 活性化計画の作成

- 1 本事業を実施する場合にあっては、都道府県知事は、事業が確実に実施されると見込まれる市町村を地区として決定し、地区ごとに以下に定めるところにより活性化計画を作成するものとする。
 - (1) 活性化計画は、地域の実情に応じ、担い手の確保や飼料基盤に立脚した生産性の高い畜産経営の確立を図るため、営農、飼料生産基盤の整備、土地利用調整等の一体性を勘案し、一又は二以上の数集落からなる事業実施地区を対象に作成するものとする。
 - (2) 活性化計画の作成に当たり、市町村、農業委員会、農業協同組合その他農業団体の意見を聴くものとする。また、農業者及び利害関係者の合意形成に努めるものとする。
 - (3) 活性化計画は、必要に応じて次の各号に掲げる活動を行い、事業の円滑な推進のための合意形成に努めるものとする。
 - ア 計画策定委員会の設置

市町村、農業委員会、土地改良区、農業協同組合、地域農業団体、集落の代表、学識経験者等から成る計画策定委員会を設置
 - イ 集落懇談会の開催
 - ウ その他
 - (4) 活性化計画の策定に当たっては、次の計画との整合を図るものとする。
 - ア 市町村農業振興地域整備計画（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条に規定する計画をいう。）
 - イ 集落農業振興地域整備計画（集落地域整備法（昭和62年法律第63号）第7条に規定する計画をいう。）

ウ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（基盤強化法第6条第1項に規定する構想。この別紙において「基本構想」という。）

エ 都道府県酪農・肉用牛生産近代化計画及び市町村酪農・肉用牛生産近代化計画（酪農及び肉用牛の振興に関する法律（昭和29年法律第192号）第2条の3及び4に規定する計画をいう。以下この別紙において「市町村計画等」という。）

2 活性化計画は別記様式第1号によるものとし、その策定に当たっては、事業実施区域を対象に次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 畜産活性化の目標

基本構想及び市町村計画等に沿って、育成すべき経営体の姿、実現すべき農業構造の目標、生産性向上目標、担い手等の見通し等について定める。

なお、目標年度は、事業採択年度から起算しておおむね10年後とする。

(2) 計画区域の概要

(3) 市町村の概要

(4) 担い手育成計画

(5) 農地の流動化計画（飼料基盤集積整備事業に限る。）

飼料生産基盤に係る所有権の移転、利用権設定、農作業受委託等目標年度までの農地流動化面積の目標を設定する。

(6) 土地利用計画

農業経営の規模拡大等を進めるとともに、飼料生産基盤の整備に係る適切な土地利用を図るため、集落及び事業実施地区内の農地全体に係る土地利用計画を作成する。

(7) 家畜の飼養計画

飼料生産基盤の整備、担い手への飼料生産基盤の集積及び造成整備改良による自給率の向上等を考慮した家畜の飼養計画を作成する。

(8) 飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標

畜産経営において必要となる飼料を確保するための飼料生産基盤及び農業用施設の整備目標を作成する。

(9) 関連事業計画

農地流動化施策、生産の組織化及び生産性向上等の生産対策に係る事業等の導入計画について作成する。

(10) 推進体制整備計画

担い手に飼料生産基盤の集積を図るための推進体制の整備について、市町村段階及び集落段階の各段階ごとの組織化及び活動内容を作成する。

(11) その他必要な事項

第6 事業実施計画の樹立

1 都道府県知事は、活性化計画に基づき、以下に定めるところにより、本事業の事業実施計画を樹立するものとする。この場合において、都道府県知事は、事業実施計画を樹立しようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けるものとする。

2 事業実施計画を樹立するに当たっては、費用負担予定者及び当該施設の予定管理者の同意を得るものとし、これらに係る資金計画、予定管理方法等を明らかにするもの

とする。

3 実施計画の樹立地区の選定

(1) 事業実施地区選定の申請及び申請書に含まれるべき事項

ア 都道府県知事は、事業実施計画の樹立に際し、関係市町村から別記様式第2号の草地畜産基盤整備事業実施地区選定申請書の提出を受けるものとする。

イ アの申請書には、あらかじめ事業参加資格者が予定されている場合は、別記様式第3号の草地畜産基盤整備事業参加申出書及び次の書面を添付するものとする。

(ア) 事業参加資格者（予定者）が当該事業の施行に係る土地につき、所有権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利（この別紙において「使用収益権」という。）を有することを証する書面又は使用収益権を取得することが確実にあることを証する書面

(イ) 事業参加資格者（予定者）の場合は、農業環境規範の点検シート等又は農業環境規範を実践することが確実にあることを証する書面

(ウ) 事業参加資格者（予定者）は、養畜の業務を営む者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面又は家畜排せつ物（施設処理後の残さ物、乾ふん等を含む）の土地還元施設の管理予定者との間における家畜排せつ物の土地還元についての合意を証する書面

(2) 事業実施計画の樹立の判定基準

都道府県知事が事業実施計画を樹立しようとするときは、当該地区に係る事業の必要性、可能性等を審査の上、緊急度を考慮して、あらかじめ次の基準に準拠して判定するものとする。

ア 事業実施計画対象予定地区において第4の要件に適合すると見込まれること。

イ 用地調達の見通し及び事業参加資格者の確保の見通しが十分あること。

ウ 事業実施に対する市町村その他関係機関の熱意がおう盛であること。

エ 事業参加者の経営収支計画及び家畜導入計画が適切であり、資金計画の見通しが十分であること。

オ 本事業により事業を実施している地区、実施しようとする事業と同種の公共事業を実施している地区は含めないものとする。

なお、自然的条件（地勢、地形等）又は社会的、経済的、行政的要因等により、地区境が明確となる場合は、この限りではない。

4 事業実施計画の作成期間及びその内容

(1) 本事業の事業実施計画書の作成については、原則として工事着手の前年度に、事業費1,000万円以内により実施するものとする。

(2) 都道府県知事は、事業実施計画を樹立することとなったときは、事業実施計画の樹立のために必要な調査を関係部局の協力を得て実施するものとする。

この場合において、都道府県知事は、必要に応じ事業実施計画の樹立事務の一部を市町村、農業協同組合、事業指定法人その他適当と認める者に委託することができるものとする。

(3) 事業実施計画は、草地開発整備事業計画設計基準（令和2年6月11日付け2生畜第431号農林水産省生産局長通知）に留意して作成しなければならない。

- (4) 都道府県知事が樹立する事業実施計画の作成にあたっては、環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）に基づき、田園環境マスタープランが定められている地域においては、田園環境マスタープランとの整合を踏まえたものとする。
- (5) 事業実施計画は、これに基づいて直ちに工事に着手できるような精度を有するものとし、都道府県知事は事業実施計画を、別記様式第4号の草地畜産基盤整備事業実施計画書により作成するものとする。この場合において、当該事業実施計画は事業の効用が費用を償っているものでなければならない。

第7 事業実施計画の採択申請及び採択手続

- 1 都道府県知事は、第6の調査の結果に基づき事業実施計画を樹立し、決定したときは、事業実施計画書を添えて関係市町村長に通知するものとする。この場合において、都道府県知事は、あらかじめ事業実施計画について地方農政局長等の採択通知を受けて決定するものとする。
- 2 草地畜産基盤整備事業に係る要綱第7の1の農村振興局長等が別に定める書類は、事業実施計画書及び活性化計画とする。
- 3 都道府県知事は、当該事業の採択を希望する前年度の11月末日までに要綱第7の1の事業採択申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。
- 4 要綱第7の1の事業採択申請書等は、次に定める場合を除き、3の規定に定める期日までに提出するものとする。
 - (1) 予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して事業を実施しようとする場合
 - (2) 災害又は突発事故が発生した場合であって、早急に事業を実施しようとする場合
- 5 4の(1)の場合において、翌年度の採択を希望して事業採択申請書等を提出済みの地区については、要綱第7の事業採択申請書等を提出したものとみなす。

また、事業採択申請書等を未提出の地区については、都道府県知事は3の(1)の場合が生じた後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 6 4の(2)の場合においては、都道府県知事は、災害又は突発事故が発生した後、遅滞なく事業採択申請書等を提出するものとする。
- 7 草地畜産基盤整備事業に係る要綱第7の1の事業採択申請書は採択申請様式、要綱第7の2の事業採択通知書は採択通知様式により作成するものとする。
- 8 地方農政局長等は、3の規定により提出された事業採択申請書等を審査の上、予算の範囲内において当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当であると認められるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付するものとする。
- 9 前項の審査の基準については、第4に定めるもののほか、次の各号に掲げる条件に照らして行うものとする。
 - (1) 事業の実施が技術的に可能であること。
 - (2) 事業の効果が費用を償うものであること。
 - (3) 活性化計画の内容が地域住民の合意に基づくものであり、かつ、地域農業及び集落の展望に即して適当と認められ、事業の実施により活性化計画の実現が図られる

と認められること。

- (4) 土地その他に関する各種権利関係が調整される見通しがあること。
- (5) 活性化計画に定める農地流動化計画（飼料基盤集積型に限る）の達成が見込まれること。
- (6) 道路及び用排水路の配置、規模構造等が土地条件、将来の営農の構想等に即応するものであること。
- (7) 草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあっては、林道管理者等との協議が整っていること。

10 事業開始の通知

都道府県知事は、事業実施計画の承認があったときは、関係市町村長及び事業主体（都道府県を除く。）に対し、その旨を事業実施計画に添えて通知するとともに、本事業の開始に関する通知をするものとする。

11 事業の実施

事業主体は、本事業の実施を希望する事業参加者からの申請又は委託に基づき本事業を実施するものとする。

- (1) 事業主体（都道府県を除く。）は、都道府県知事から事業開始の通知を受けたときは、本事業に係る地区の所在する市町村との間に本事業を実施するための契約を締結するものとする。この場合において、当該市町村は、あらかじめ当該事業参加者との間に必要な契約を締結するものとする。

ただし、事業指定法人は、事業参加者が事業実施計画に記載されている場合で、都道府県、事業指定法人及び当該市町村との調整が整ったものについては事業参加者と契約できるものとする。

- (2) (1)の契約においては、補助金の交付に関し付される条件の遵守することの事項が規定されているものとする。
- (3) 事業指定法人は、(1)の契約を締結したときは、遅滞なく都道府県知事に対し当該契約書の写しを提出するものとする。

12 各年度の事業承認協議

- (1) 事業主体（都道府県を除く。）は、毎年度、本事業の実施に当たり、あらかじめ当該年度に実施する事業実施計画に基づく実施設計を作成し、当該実施設計について契約の相手方たる市町村等の同意を得るものとする。
- (2) 事業主体（都道府県を除く。）は、(1)で作成した実施設計につき毎年度、都道府県知事の承認を受けるものとする。

13 事業の区分経理

事業主体は、本事業を実施するために必要な経理を他の事業に係る経理と区分して整理するものとする。

14 事業費の積算

本事業の事業費の積算は草地開発整備事業等事業費積算要領（昭和46年4月19日付け46畜B第945号農林省畜産局長通知）により行うものとする。

15 事業の実施期間

事業主体は、事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めるとともに、おおむね5年間で事業完了が図られるよう努めるものとする。

16 指導体制

- (1) 都道府県知事は、活性化計画及び事業実施計画の樹立並びに事業の実施に当たり、本事業の主務課及び関係各課と普及指導センター等現地指導機関（この別紙において「指導機関」という。）との連携体制の確立に努めるものとする。
- (2) 指導機関は、活性化計画及び事業実施計画の策定並びに事業の遂行に当たって必要な技術指導及び経営指導等に協力するとともに、事業の効果が適確に確保できるよう、市町村、農業協同組合等と連携を保ちつつ事業実施後の営農指導に当たるものとする。
- (3) 都道府県知事は、指導機関が現地においてこの指導活動を適切に行い得るよう活動経費につき配慮するものとする。

17 事業完了後の措置

- (1) 草地等及び施設の一時使用等
 - ア 事業主体は、事業が完了した草地等及び施設を譲渡するまでの間、工事の完了した部分を一時使用させることができるものとする。
 - イ 事業主体は、事業が完了するまでの間において、分割して引き渡すことを適当と認める部分に係る工事が完了したときは、当該部分の草地等及び施設を譲渡することができるものとする。
 - ウ 事業主体（都道府県を除く。）は、草地等及び施設の全部又は一部を貸し付けようとする場合においては、あらかじめ、都道府県知事と協議するものとする。
- (2) 都道府県知事、事業主体及び管理経営主体は、草地畜産基盤整備事業が完了後において、当該事業によって造成改良又は整備改良された農用地及び新設又は改良された施設の管理が事業の趣旨に即して適正に行われるように特に努めるものとする。

第8 事業実施計画等の変更

- 1 都道府県知事は、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、自らが設置した事業の中間評価に係る審査委員会による審査を経て事業実施計画の変更を行うものとする。
 - (1) 事業主体、管理経営主体又は事業参加者の変更
 - (2) 受益草地等の面積の10%以上の増減
 - (3) 工種の新設又は廃止
 - (4) 労賃又は物価の変動によるものを除く総事業費の10%以上の変動（公共事業の入札、契約の改善、技術開発等による費用の縮減による事業費の減であって、変更前の事業地区計画に基づく事業により得られる効用と同等以上の効用が得られるものによる場合を除く。）
- 2 都道府県知事は、前項に掲げる事業実施計画の重要な部分を変更したときは、別記様式第5号の草地畜産基盤整備事業実施計画変更報告書に、変更後の事業実施計画を添付して、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。
- 3 都道府県知事は、第6に定める事業実施計画に係る活性化計画を変更しようとするときは、あらかじめ関係市町村等の意見を聞くものとし、活性化計画を変更した場合

は、地方農政局長等にその旨を報告するとともに、関係市町村に通知するものとする。

第9 事業の完了報告

都道府県知事は、本事業が完了したときは、別記様式第6号の草地畜産基盤整備事業完了報告書により、地方農政局長等に報告するものとする。

第10 助成

1 補助

(1) 草地整備型及び畜産担い手総合整備型

ア 国は、本事業について次に掲げる表の交付対象欄に「○」を記載している工種に必要な経費の一部を、予算の範囲内において、都道府県に対して補助するものとし、国庫補助の概要及び補助率は、次のとおりとする。

イ 当該補助の交付申請の申請等については、別に定める土地改良事業関係補助金交付要綱（昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知）によるものとする。

区分	種目	工種及び整備 内 容	交 付 対 象				補 助 率
			草地整備型		畜産担い手 総合整備型		
			道営 草地 整備 事業	公共 牧場 整備 事業	飼料 基盤 集積 整備 事業	再編 整備 事業	
事業 計 画 策 定 事 業	(1) 事 業 実 施 計 画 策 定	ア 事業実施計画策定 都道府県が行う草地畜産基盤整備事業実施 計画の作成に要する経費	○	○	○	○	50 % 以 内
基 本 施 設 整 備 事 業	(1) 草 地 整 備 改 良	ア 草地整備改良 草地（輪作体系等の中で飼料生産を主体と した飼料基盤として利用される土地を含む。 ）の整備改良（これらの土地の起土、整地並 びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子 の購入及び散布を含む。）に要する経費	○	○	○	○	50 % 以 内
		イ 道路整備草地（アの整備に係る草地をいう 。以下(1)において同じ。）の利用に必要な 道路の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	
		ウ 用排水施設整備					

		草地保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○
		エ 雑用水施設整備 草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○
(2) 関 連 草 地 造 成 改 良	ア	草地造成改良 草地（飼料畑を含む。）の造成又は改良（これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）に要する経費	○	○	○	○
	イ	道路整備 草地（アの整備に係る草地をいう。以下(2)において同じ。）の利用に必要な道路の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○
	ウ	用排水施設整備 草地の保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○
	エ	雑用水施設整備 草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○
	(3) 草 地 等 の 基 盤 整 備 改 良	ア	野草地整備改良 野草地の整備改良（牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材、牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、野草地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費		○	○
イ	放牧用林地整備 放牧用林地（木竹の生育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の造成又は整備（造林・除間伐並びに牧草導入のための障害物除去、起土、整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、放牧用林地の利用に必要な道路整備、雑用水施設整備の新設又は改良に要する経費			○	○	
ウ	牧野樹林整備 草地の保全、家畜の保護上必要な樹林の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	
エ	家畜排せつ物還元用農用地造成・整備 家畜排せつ物の還元に必要な農用地の造成	○			○	

		改良又は整備改良に要する経費					
		オ 水質汚染防止基盤整備 牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質浄化林・浄化水路の造成整備又は浄化池・汚水処理池等の整備改良に要する経費			○	○	
		カ 防災施設整備 草地（飼料畑、野草地、放牧用林地及び牧野樹林を含む。）の造成改良、整備改良又は保全上必要な防災施設又は樹林の新設又は改良に要する経費		○	○	○	
		キ 施設用地造成整備 牧場の管理経営を行うための基地となる畜産施設用地、牧場の持つ緑資源、景観を活用するために必要な牧場広場及び区分欄の利用施設整備事業の整備に伴い必要となる施設用地の造成整備（農業用施設の撤去を含む。）に要する経費		○	○	○	
		ク 鳥獣被害防止施設整備 草地、飼料畑、牧場施設等への鳥獣被害の防止に必要な施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	
利用 施設 整備 事業	(1)	ア 隔障物整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地における家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	50 % 以 内
		イ 家畜保護施設整備 整備改良又は造成改良された草地（飼料畑を含む。）、野草地及び放牧用林地を利用する家畜の飼養に必要な家畜避難舎、増飼施設、当該家畜の看視及び保護に必要な看視舎等の新設又は改良に要する経費		○	○	○	
		ウ 電気導入施設整備 施設等に必要な電気を導入する施設の新設又は改良に要する経費	○	○	○	○	
		エ 用排水施設整備 農業用施設に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○	
		オ 雑用水施設整備 農業用施設に必要な水源取水施設及び導配		○	○	○	

	水施設の新設又は改良に要する経費				
カ	飼料調製貯蔵施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な飼料乾燥施設並びに飼料貯蔵施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○
キ	飼肥料庫整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を利用する家畜の飼養に必要な飼料の保管施設並びに管理に必要な肥料の保管施設の新設又は改良に要する経費				○
ク	家畜排せつ物処理施設整備及びペレット化施設整備 家畜排せつ物を処理するために必要な施設及び堆肥のペレット化に必要な施設の新設又は改良に要する経費		○		○
ケ	水質汚染防止施設整備 牧場施設等から排出される汚水を浄化するために必要な水質汚染防止施設の新設又は改良に要する経費			○	○
コ	間伐材加工処理施設整備 間伐材を畜産的利用するために必要な加工処理施設の新設又は改良に要する経費				○
サ	衛生管理施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の疾病予防又は衛生対策に必要な衛生舎、薬浴、牛舎等の施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○
シ	放牧馴致施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地を放牧利用する家畜の放牧馴致に必要なパドック、シェルター、草架等の施設の新設又は改良に要する経費		○	○	○
ス	防護柵整備 牧場、遊歩道等への来訪者の安全を図るための防護柵の新設及び改良に要する経費		○		
セ	環境保全施設整備 都市住民との交流及び緑資源の提供に供する施設の適切な利用と保全を図るための休憩所、便所、水飲場、ベンチ、展望施設、案内		○		

		板、体験学習施設、ごみ処理施設等の新設、改良に要する経費					
(2)	ア	農場用機械施設整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の利用に必要な農機具、監視用家畜の導入に要する経費				○	○
	イ	農具庫整備 整備改良又は造成改良された草地、野草地及び放牧用林地の管理利用に必要な農機具の保管施設の新設又は改良に要する経費					○
	ウ	燃料庫整備 施設及び農機具等に必要な燃料の保管施設の新設又は改良に要する経費					○

(2) 草地整備利用促進事業

ア 国は、本事業について次に掲げる表の工種に必要な経費の一部を、予算の範囲内において、都道府県に対して補助するものとし、国庫補助の概要、補助率及び助成単価は、次のとおりとする。

なお、助成単価は、別表に示すとおり、標準的な作業内容、作業量等を想定して算出した事業費の2分の1程度としているため、事業主体は、農業者の施工の活用や自らの費用負担等により、適切に事業を遂行するものとする。

イ 次に掲げる表の工種の欄(5)から(10)までにあつては、施工の全部を農業者施工により実施する場合には、【】内に定める単価とする。

ウ 当該補助の交付申請の手続等については、別に定める土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林事務次官依命通知)によるものとする。

工 種	整 備 内 容	補助率・助成単価
(1) 事業計画策定	都道府県が行う事業計画の作成(権利関係、基盤整備に関する調査・調整活動を含む。)に要する経費	50%以内
(2) 草地整備改良	草地の整備改良(これらの土地の起土、整地並びに有機質資材、土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。)に要する経費	50%以内
(3) 用排水施設整備	草地((2)の整備に係る草地をいう。以下(4)において同じ。)の保全又は利用に必要な用排水施設の新設又は改良に要する経費	
(4) 雑用水施設整備	草地に係る経営に必要な水源取水施設及び導配水施設の新設又は改良に要する経費	

<p>(5) 区画拡大</p>	<p>草地として利用する農地における畦畔除去及び勾配修正による区画拡大に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cmを超える場合であって、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり25万円【18万円】 ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行う場合は受益面積10アール当たり23万5千円【17万円】 ・畦畔で隣接するほ場の高低差が10cm以下の場合であって、表土扱いを行わない場合は、受益面積10アール当たり6万円【5万円】 ・畦畔除去のみの場合は、施工延長100メートル当たり3万5千円【3万5千円】
<p>(6) 暗渠排水</p>	<p>草地として利用する農地における吸水渠（本暗渠管）の間隔が10メートル以下の暗渠管の新設に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合は、受益面積10アール当たり19万円【13万5千円】 ・バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合は受益面積10アール当たり17万円【12万円】 ・トレンチャ工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり12万円【8万5千円】 ・掘削同時埋設工法を用いる場合は、受益面積10アール当たり10万5千円【7万5千円】
<p>(7) 湧水処理</p>	<p>草地として利用する農地における湧水処理のための暗渠管の新設に要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・表土扱いを行う場合は施工延長100メートル当たり20万5千円【14万円】 ・表土扱いを行わない場合は、施工延長100メートル当たり18万5千円【12万5千円】
<p>(8) 客土</p>	<p>草地として利用する農地における層厚10センチメートル以上となる客土に要する経費</p>	<p>受益面積10アール当たり26万円【17万5千円】</p>
<p>(9) 除礫</p>	<p>草地として利用する農地における除礫に要する経費</p>	<p>受益面積10アール当たり23万5千円【16万円】</p>
<p>(10) 隔障物整備</p>	<p>整備された農地(5)～(9)の整備に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気牧柵の場合は、受益面積1

	係る農地をいう。)における家畜の放牧に必要な隔障物の新設に要する経費	ヘクタール当たり33万円【24万円】 ・電気牧柵以外の場合は、受益面積1ヘクタール当たり25万円【20万円】
--	------------------------------------	---

2 第10の1の(1)及び(2)に係る補助率及び助成単価(事業計画策定は除く。)は、以下のとおりとする。

(1) 畜産担い手総合整備型の各事業を実施する場合にあつては、離島は、同表中「50%以内」とあるのは「55%以内」と、奄美群島及び沖縄県は、同表中「50%以内」とあるのは「2/3以内」とする。

(2) 草地整備利用促進事業を実施する場合にあつては、次のとおりとする。

ア 離島は同表中「50%以内」とあるのは「55%以内」と、奄美群島及び沖縄県は同表中「50%以内」とあるのは「2/3以内」とする。

イ 第10の1の(2)の表の工種の欄に掲げる区分(この別紙において「同区分」という。)の(5)から(10)までに応じ、受益面積(施工対象の農地面積。湧水処理にあつては施工延長。)に助成単価を乗じた額の合計とし、同区分(5)、(6)、(8)及び(9)は受益面積1アール未満、(7)は施工延長10メートル未満、(10)は受益面積1ヘクタール以上の農地であつて10アール未満は切り捨てて算出することとする。

ウ 同区分(6)及び(7)にあつては、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり(工種の欄(7)にあつては施工延長100メートル当たり)2万円を加算するものとする。

エ 同区分の(6)に関して、農地の区画の形状等により吸水渠(本暗渠管)の間隔(L)が10メートル以上となる場合には、受益面積(A)を割り引いて助成額($A \times 10 / L \times$ 助成単価)を算出するものとする。

3 事業内容については、上記の表のほかに次に定めるところによるものとする。

(1) 草地整備改良、草地造成改良等

ア 通常の作業のほかに、特殊土壌のために、マサ抜き、心土破碎等を必要とする団地についてはその経済性を勘案し当該作業に要する経費(人夫費、機械施工料等)を補助の対象とする。

イ 除草に用いる除草剤及び抜根、除石に用いる火薬類の購入に要する費用は、現地の状況に応じ補助の対象とする。

ウ 土壌改良資材は、土壌の改良に要する石灰質資材(炭カル等)、磷酸質資材(溶性磷肥等及び草地用化成(農林水産省の登録銘柄に限るものとし、事業主体が独自に混合するものは含まない。))とする。

エ 有機質資材の購入及び散布に要する経費は、草地の造成及び整備改良時に、表土の確保が困難であり、又は腐食含有量が不足する場合に、補助の対象とするものとする。

オ 有機質資材は、肥料取締法(昭和25年法律第127号)第2条第2項に規定する特殊肥料又は汚泥を原料として生産される普通肥料のうち、品質表示又は保証票の添付のあるものに限ることとする。

カ 牧草種子は、品質証明を受けた優良牧草種子（原則として都道府県の定める奨励品種であること。）とする。

キ 飼料畑とは、青刈飼料作物、一年生牧草、飼料用根菜、飼料用果菜等飼料作物を主として栽培する土地であって、飼料畑に対する種子の購入及び散布に要する経費は補助の対象としない。

ク 蹄耕法による草地造成改良に対する助成

草地開発整備事業において草地造成改良を蹄耕法によって行う場合の重放牧に必要な管理人夫の雇用に要する経費は、補助対象とする。

(2) 道路整備

道路の改良とは、(a) 曲線、勾配の修正を含む路線の位置の変更、(b) 幅員の拡張、(c) (a) 及び(b) の組合せ工事等道路の利用効率を本質的に高める工事をいい、敷砂利程度の路面改修のみの工事等は含まないものとする。

なお、地形等の条件で索道が必要な場合は、これを基本施設として補助の対象とする。

(3) 利用施設整備事業

利用施設整備事業は、第 10 の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、実施することができるものとする。

なお、補助対象範囲は、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）によるものとする。

(4) 家畜保護施設整備

ア 家畜保護施設を整備（公共牧場は除く。）する場合にあつては、飼料自給率の向上率が事業採択時の現況値より 10%以上となることが確実とみこまれ、かつ、市町村計画等の飼料自給率の現況値以上であること。

イ 家畜保護施設を整備にあつては、畜産物の需給動向に配慮するとともに、関係者等と十分調整を図るものとする。

ウ 家畜保護施設を整備に要する経費は、過大積算とならないよう留意するものとし、所得償還率の低減に努めるものとする。

エ 家畜保護施設を整備を行った場合は、家畜導入計画に基づき、家畜の導入を行うものとし、おおむね 5 年以内に家畜の導入を完了することが見込まれること。

(5) 飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入

飼料受託組織又は共同利用方式により、飼料調製貯蔵施設整備及び農機具等導入を実施する場合にあつては、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）に留意するとともに、全ての利用者（公共牧場における整備を除く。）が第 10 の表の工種及び整備内容の草地整備改良、草地造成改良、野草地整備改良及び放牧用林地整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とする。

(6) 鳥獣被害防止施設整備

鳥獣被害防止施設を整備を実施する場合にあつては、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条第 1 項の規定による被害防止計画との整合を図るものとし、第 10 の表の工種及び整備内容の草地整備改良（輪作体系は除く）及び草地造成改良と一体的に行う場合

に限り、実施することができるものとする。

(7) 農機具等導入

農具庫整備及び燃料庫整備は、牧場用機械施設整備と一体的に行う場合に限り、助成の対象とし、過大整備とならないよう留意するものとする。

(8) 草地整備利用促進事業

ア 同一ほ場内において、同区分(2)及び(5)から(9)までを重複して実施はできないものとする。

イ 草地整備型及び畜産担い手総合整備型と併せて実施することはできないものとする。

ウ 同区分の(5)から(10)までについては、事業主体は、施工の全部又は一部を自らの管理の下で、農業者に委託等により施工させるものとする。その際、事業主体は、農業者による施工（この別紙において「農業者施工」という。）等の状況（作業内容、作業時間、支出額等）を適切に把握し、これが確認できる資料の作成・保存を行うものとする。

(9) ペレット化施設整備

ア 家畜排せつ物処理施設と一体的に整備する施設であること。

イ ペレット化の基本的な処理工程に直接関わる設備であること。

ウ 事業計画策定段階において、堆肥の広域流通が計画されペレット化施設の必要性が認められること。

4 融資

(1) 本事業に対する融資については、株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県については沖縄振興開発金融公庫資金）及び農業近代化資金の融資を受けることができる。

(2) 第8の2の事業実施計画の決定通知を受けた市町村は、(1)の融資を受けようとするものがあらかじめ予定されている場合は、(1)の融資の手続によるほか次に掲げるところによるものとする。

ア 市町村長は、事業実施計画に基づき、(1)の融資を受けようとする者について、別記様式第7号の様式により、次の事項を記載した計画書（この別紙において「資金計画書」という。）を作成し、都道府県知事に協議するものとする。

(ア) 農業経営の状況

(イ) 農業経営の改善計画

(ウ) 取得を予定している農地等又は未墾地並びに整備を予定している施設等

(エ) 必要資金の額及び調達方法

(オ) 償還計画

(カ) その他必要な事項

イ 都道府県知事は、アの資金計画書の内容を審査し適当と認めたときは、市町村長に通知するとともに、当該地区の事業実施計画の概要及び資金計画書に基づく資金所要額を株式会社日本政策金融公庫及び関係融資機関へ通知するものとする。

ウ 都道府県知事が資金計画書の内容を審査するに当たっては、あらかじめ、関係機関（株式会社日本政策金融公庫、農業協同組合等）との意見調整を行う等融資

を受けようとする者への融資が円滑に行われるよう配慮するものとする。

第11 補則

1 本事業に係る国有林野の活用

本事業に基づく事業を実施するために必要な国有林野の活用については、国有林野の活用に関する法律（昭和46年法律第108号）その他関係諸法令及び国有林野の活用に関する通知の定めるところによるものとする。

2 農地流動化対策の活用

本事業の円滑な実施を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。この別紙において「農地中間管理事業推進法」という。）及び基盤強化法に規定する事業の積極的活用を図るものとし、その実施については、農地中間管理事業推進法及び基盤強化法その他関係法令の定めるところによるものとする。

3 家畜排せつ物の土地還元

本事業において、輪作体系の中で飼料基盤として利用される土地を草地の整備改良の対象とする場合にあっては、家畜排せつ物の土地還元に努めるものとする。

4 草地管理道路として必要な既設林道の整備の協議

実施計画の承認申請等において、草地管理道路として必要な既設林道の整備（舗装等）を行う場合にあっては、林道管理者等との協議が整っているものとする。

5 補助事業等の実施に要する人件費の算定等

本事業のうち第10の表の事業内容欄の事業計画策定事業の実施に要する人件費については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

6 農業者施工を行う場合

事業主体は、不測の事故等に備え、当該農業者を傷害保険、賠償責任保険等に加入させる等の対応を行うものとする。

第12 経過措置

1 農用地開発事業実施要綱（昭和45年12月10日付け農地C第500号農林事務次官依命通知）又は畜産担い手育成総合整備事業実施要綱（平成16年3月30日付け15生畜第5007号農林水産事務次官依命通知）に基づき実施してきた地区であって、本事業により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

2 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2199号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が本事業に移行する場合における実施要件の取扱いについては、戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要綱の例による。

3 特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振2242号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が本事業に移行する場合における実施要件の取扱いについては、特定地域振興生産基盤整備事業実施要綱の例による。

4 農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業が、本事業の実施要件を満たしてい

る場合については、本事業へ移行されたものとみなす。

- 5 地域自主戦略交付金交付要綱(農林水産省)(平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された事業が本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 6 沖縄振興公共投資交付金交付要綱(農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業)(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された事業が本事業の実施要件を満たしている場合については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 7 戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領別紙(番号3 草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第7の規定、特定地域振興生産基盤整備事業実施要領別紙(番号3 草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第7の規定、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙(番号6 草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第8の規定、地域自主戦略交付金交付要綱(番号11 草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第8の規定又は沖縄振興公共投資交付金交付要綱別紙(番号9 草地畜産基盤整備事業に係る運用)の第8の規定に基づいて、平成24年度及び平成25年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本事業の実施に必要な資料の提出がされたものとみなすことができる。